

平成 22 年 4 月 1 日要領第 60 号

国立研究開発法人国立がん研究センター治験審査委員会標準業務手順書

第 1 版 平成 22 年 4 月 1 日
第 2 版 平成 22 年 10 月 1 日
第 3 版 平成 23 年 4 月 1 日
第 4 版 平成 24 年 4 月 1 日
第 5 版 平成 24 年 7 月 1 日
第 6 版 平成 25 年 4 月 1 日
第 7 版 平成 27 年 4 月 1 日
第 8 版 令和 2 年 9 月 18 日
第 9 版 令和 7 年 7 月 1 日

第1章 治験審査委員会

(目的と適用範囲)

- 第1条 本手順書は、国立研究開発法人国立がん研究センター(以下「センター」という。)における「国立研究開発法人国立がん研究センター受託研究取扱規程」(平成 22 年 4 月 1 日規程第 31 号)(以下、「受託規程」という。)第 4 条に基づき設置された治験審査委員会(以下「審査委員会」という。)について、同第 4 項の規定により審査委員会の運営に関する手続き及び記録の保存方法を定めるものである。
2. なお、製造販売後臨床試験に対しては、医薬品 GCP 省令第 56 条、医療機器 GCP 省令第 76 条及び再生医療等製品 GCP 省令第 76 条に準じ、「治験」とあるものを「製造販売後臨床試験」と読み替えることにより、本手順書を適用する。
3. 医療機器の治験に対しては、「医薬品」、「治験薬」、「治験使用薬」、「有害事象／副作用」及び「同一成分」とあるものを「医療機器」、「治験機器」、「治験使用機器」、「不具合又は不具合による影響」及び「同一構造および原理」と、再生医療等製品の治験に対しては、「再生医療等製品」、「治験製品」、「治験使用製品」、「不具合又は不具合による影響」、及び「同一構成細胞又は導入遺伝子」とそれぞれ読み替えることにより、本手順書を適用する。
4. 本手順書にある「書式」、「参考書式」は、「治験の依頼等に係る統一書式」の一部改正について(令和 4 年 11 月 30 日医政研発 1130 第 1 号、薬生薬審発 1130 第 5 号、薬生機審発 1130 第 1 号 厚生労働省医政局研究開発政策課長、厚生労働省医薬・生活衛

生局医薬品審査管理課長、厚生労働省医薬・生活衛生局医療機器審査管理課長 連名通知)又は当該通知が改訂された場合は最新の通知で示されている「書式」、「参考書式」を適用し、用いるものとする。

5. この手順書における医薬品 GCP 省令、医療機器 GCP 省令、再生医療等製品 GCP 省令等で規定されている「医療機関の長」は、理事長とする。

(治験審査委員会の責務)

第2条 審査委員会は、すべての被験者の人権、安全及び福祉の向上を図らなければならない。

2. 審査委員会は、社会的に弱い立場にある者を被験者とする可能性のある治験には特に注意を払わなければならない。
3. 審査委員会は、倫理的、科学的妥当性及びセンターにおける実施可能性の観点から治験の実施及び継続等について審査を行わなければならない。

(治験審査委員会の設置及び構成)

第3条 審査委員会は次の各号に掲げる者を含めて、倫理的及び科学的観点から十分に審議を行える5名以上の委員で構成され、理事長が委嘱する。なお、理事長は審査委員会の委員にはなれないものとする。

- (1) 医学、歯学、薬学、その他の医療又は臨床試験に関する専門的知識を有する者以外の者(以下「3号委員」という。)
- (2) センター及び審査委員会の設置者である理事長と利害関係を有しない者(以下「4号委員」という。)
2. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期途中で委員の交代があった場合には、後任者は前任者の任期を引き継ぐものとする。
3. 審査委員会は、男女両性で構成することとする。

(治験審査委員会の業務)

第4条 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の実施の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」(書式 4)とともに、依頼者から提出された「治験依頼書」(書式 3)とそれに添付された次の最新の資料を理事長から入手しなければならない。

- (1) 治験実施計画書(治験責任医師と治験依頼者が合意したもの)
但し、実施医療機関の名称及び所在地、治験責任医師となるべき者の氏名及び職名並びに各実施医療機関を担当するモニター(モニターが複数である場合にはその代表者)の氏名、職名及び電話番号等の医療機関に特有の情報について治験実施計画書の別冊とされている場合は、当センターに係るもののみでも良いこととする。
- (2) 治験薬概要書及び治験使用薬(被験薬を除く)に係る科学的知見を記載した文書

(3) 症例報告書の見本

但し、治験実施計画書において、症例報告書に記載すべき事項が十分に読み取れる場合は、当該治験実施計画書をもって症例報告書の見本に関する事項を含むものと解してよいこととする。

(4) 説明文書、同意文書

(5) 治験責任医師及び治験分担医師となるべき者の氏名を記載した文書

① 治験責任医師の「履歴書」(書式 1)

なお、審査に必要な場合には審査委員会は治験分担医師の履歴書(書式1)を求めることができる。

② 治験分担医師が記載されている「治験分担医師・治験協力者リスト」(書式2)

但し、本リスト上の治験協力者については、治験審査委員会の審査対象とはしない。

(6) 治験の費用の負担について説明した文書(被験者への支払(支払がある場合)に関する資料)

(7) 被験者の健康被害の補償について説明した文書

(8) 被験者の募集の手順(広告等)に関する資料(募集する場合)

(9) 被験者の安全等に係る資料

(10) その他審査委員会が必要と認める資料

2. 審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の継続の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」(書式 4)とともに次の最新の資料のうち必要なものを理事長から入手しなければならない。

(1) 「重篤な有害事象に関する報告書」(書式 12) (医薬品治験)

(2) 「重篤な有害事象に関する報告書」(書式 13) (医薬品製造販売後臨床試験)

(3) 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」(書式 14) (医療機器治験)

(4) 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」(書式 15) (医療機器製造販売後臨床試験)

(5) 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」(書式 19) (再生医療等製品治験)

(6) 「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」(書式 20) (再生医療等製品製造販売後臨床試験)

(7) 「安全性情報等に関する報告書」(書式 16)

(8) 「治験に関する変更申請書」(書式 10)

(9) 「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの逸脱に関する報告書」(書式 8)

(10) 「治験実施状況報告書」(書式 11)

(11) その他審査委員会が必要と認める資料

3. 審査委員会は、次の事項について審査し、記録を作成する。

(1) 治験を実施することの倫理的、科学的及び医学・薬学的見地からの妥当性に関する事項

- ① 医療機関が十分な臨床観察及び試験検査を行うことができ、かつ、緊急時に必要な措置を採ることができる等、当該治験を適切に実施できること。
- ② 治験責任医師及び治験分担医師が当該治験を実施する上で、適格であるか否かを最新の文書(治験責任医師の「履歴書」(書式 1)、治験分担医師が記載されている「治験分担医師・治験協力者リスト」(書式 2)等)により検討すること。
- ③ 治験の目的、計画及び実施が妥当なものであること。
- ④ 被験者の同意を得るに際しての説明文書及び同意文書の内容が適切であること。
- ⑤ 被験者の同意を得る方法が適切であること。
- ⑥ 被験者への健康被害に対する補償の内容が適切であること。
- ⑦ 被験者に対する支払いがある場合には、その内容・方法が適切であること。
- ⑧ 被験者の募集手順(広告等)がある場合には、募集の方法が適切であること。

(2) 治験実施中に行う審査事項

- ① 被験者の同意が適切に得られていること。
- ② 以下にあげる治験実施計画書の変更の妥当性を審査すること。
 - ・ 被験者に対する緊急の危険を回避するなど医療上やむを得ない事情のために行った治験実施計画書からの逸脱又は変更
 - ・ 被験者に対する危険を増大させるか又は治験の実施に重大な影響を及ぼすあらゆる変更
- ③ 治験実施中に当センターで発生した重篤な有害事象について検討し、当該治験の継続の適否を審査すること。
- ④ 被験者の安全又は当該治験の実施に悪影響を及ぼす可能性のある重大な情報について検討し、当該治験の継続の適否を審査すること。

注) 重大な情報

- ・ 治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために必要な情報
 - ・ 治験使用薬について医薬品医療機器等法第 80 条の 2 第 6 項に規定する事項
 - ・ 前文のうち、当該被験薬の治験薬概要書又は治験使用薬(被験薬を除く)に係る科学的知見から予測できないもの
 - ・ 治験使用薬の品質、有効性及び安全性に関する事項その他の治験を適正に行うために重要な情報
- ⑤ 治験の実施状況について少なくとも1年に1回以上検討し、当該治験の継続の適否を審査すること。

- (3) その他審査委員会が求める事項
- 4. 審査委員会は、次の事項について報告を受けるものとする。
 - (1) 治験の終了、治験の中止又は中断及び開発を中止すること。
 - (2) その他、必要な事項
- 5. 審査委員会は、治験責任医師に対して審査委員会が治験の実施を承認し、これに基づく理事長の指示及び決定が文書で通知され、契約締結されるまで被験者を治験に参加させないように求めるものとする。

(治験審査委員会の運営)

第5条 審査委員会は、原則として毎月築地キャンパスにおいて 1 回、柏キャンパスにおいて 1 回の計 2 回開催する。ただし、理事長から緊急に意見を求められた場合には、審査委員会委員長は定期開催日より早期に随時審査委員会を招集することができるものとする。審査委員会委員長が必要ないと判断した場合は、この限りではない。ただし、以下の場合には必ず委員会を開催することとする。

- (1) 新規課題又は年1回の継続課題の案件がある場合
- (2) 計画変更等がある場合
- (3) 有害事象のうち重篤又は緊急性の高い案件がある場合
- 2. 医薬品 GCP 省令第 28 条第 4 項、医療機器 GCP 省令第 47 条第 4 項又は再生医療等製品 GCP 省令第 47 条第 4 項の審査委員会の事務は審査委員会事務局として「国立研究開発法人国立がん研究センター受託研究取扱規程」第 4 条第 5 項の規定により研究支援センター研究管理部被験者保護室(治験審査委員会事務局)(以下「治験審査委員会事務局」という。)が行うものとする。
- 3. 審査委員会は、実施中の各治験について、被験者に対する危険の程度に応じて、少なくとも1年に1回の頻度で当該治験が適切に実施されているか否かを継続的に審査するものとする。

なお、当該治験の実施状況について調査し、必要な場合には、理事長に意見を文書で通知するものとする。
- 4. 審査委員会の開催に当たっては、治験審査委員会事務局からおよそ 4 週間前に文書で審査委員長及び各委員に通知するものとする。
- 5. 審査委員会は、第 3 条第 1 項により委嘱された委員の中から理事長が開催ごとに委員会の委員名簿を作成し委員長及び副委員長を指名し、委員長が委員を招集する。また、以下の要件を満たす会議においてのみ、その意志を決定できるものとする。
 - (1) 少なくとも委員名簿の過半数の委員ただし最低でも5名以上の委員が参加していること。
 - (2) 3号委員が参加していること。
 - (3) 4号委員が参加していること。

6. 審査委員会は、双方向の円滑な意思疎通が可能な場合においては、オンライン形式等による別地点からの参加を妨げないものとする。なお、オンライン形式等により参加する場合は情報漏洩に留意し、第三者が内容を知りうるような場所から参加してはならない。
7. 委員長及び副委員長並びに内部委員は、前 5 項により作成した委員名簿のなかのセンター職員から理事長が指名する。
8. 委員長又は副委員長が審査委員会を欠席する際には、委員長は委員よりその代行業を指名することが出来る。
9. 採決に当たっては、審査に参加した委員のみが採決への参加を許されるものとする。
10. 当該治験の治験依頼者と関係のある委員（治験依頼者の役員又は職員、その他の治験依頼者と密接な関係を有する者）及び治験責任医師と関係のある委員（治験責任医師本人、治験分担医師又は治験協力者）は、その関与する治験について情報を提供することは許されるが、当該治験に関する事項の審査及び採決への参加はできないものとする。
11. 審査委員会は、会議に治験責任医師等の出席を求め、委員会意見に対する対応等を聴くことができる。
12. 理事長は、審査委員会の委員以外のセンター職員の中から、委員長補佐を指名し、委嘱することができる。
13. 委員長補佐は、委員長が指示する委員会の運営に係る事項を担当し、委員長を補佐する。ただし、審査の対象となる治験に係る審議及び採決に参加することができない。
14. 委員長が特に必要と認める場合には、委員以外の特別な分野の専門家を委員会に出席させて意見を聞くことができる。
15. 採決は審査に参加した委員全員の合意を原則とする。意見の調整を要する場合は委員長がこれを行う。
16. 意見は次の各号のいずれかによる。
 - (1) 承認する
 - (2) 修正の上で承認する
 - (3) 却下する
 - (4) 既に承認した事項を取り消す（治験の中止又は中断を含む）
 - (5) 保留する
17. 理事長は審査委員会の審査結果について異議のある場合には、理由書を添えて審査委員会に再審査を請求することができる。
18. 審査委員会は、審査及び採決に参加した委員名簿（各委員の資格及び職名を含む）に関する記録及び審査記録を作成し保存するものとする。
19. 審査委員会は、審査終了後速やかに理事長に、「治験審査結果通知書」（書式 5）により報告する。
20. 審査委員会は、既に承認された進行中の治験に関わる軽微な変更について迅速審査を行うことができる。迅速審査の対象か否かの判断は第 3 条第 1 項より委嘱されたセンタ

一職員の中から理事長があらかじめ指名する者(以下、「あらかじめ指名する者」という。)が行う。

ここでいう進行中の治験に関わる軽微な変更とは、治験の実施に影響を与えない範囲で、被験者に対する精神的及び身体的侵襲の可能性が無く、被験者への危険を増大させない変更をいう。具体的には、治験の期間が1年を超えない場合の治験期間の延長又は治験分担医師の追加・削除等が該当する。

また、治験実施計画書分冊等作成時の、

- ① 他の実施医療機関特有の内容変更
- ② 事務的事項(治験依頼者の組織体制・所在地・電話番号、モニター、実施医療機関の名称・診療科名・所在地・電話番号、治験責任医師の職名、補償内容に変更が無い付保証明書の更新)

の変更は、審査を必須としない。

迅速審査は、あらかじめ指名する者が行い、本条第 15 項に従って判定し、第 18 項に従って理事長に報告する。ただし、あらかじめ指名する者の判定結果が本条第 15 項(3)、(4)、(5)の場合には審査委員会において通常の審査を行う。迅速審査の内容と判定は、次の審査委員会で報告する。

第2章 治験審査委員会事務局

(治験審査委員会事務局の業務)

第6条 審査委員会事務局は、審査委員長の指示により、次の業務を行うものとする。

- (1) 審査委員会の開催準備
- (2) 審査委員会の会議の記録(Q&Aを含む)及びその概要(審査及び採決に参加した委員名を含む)の作成
- (3) 治験審査結果通知書(書式5)の作成及び理事長への提出
- (4) 記録の保存
審査委員会で審査の対象としたあらゆる資料、会議の記録(Q&Aを含む)、審査委員会が作成するその他の資料等を保存する。
- (5) その他審査委員会に関する業務の円滑化を図るために必要な事務及び支援
なお、(2)の審査委員会の会議の記録については、開催後速やかに作成し、委員の確認を以て確定とするものとする。

2. 審査委員会事務局は次の各号に示すものを作成しホームページ等に公表する。

- (1) 治験審査委員会標準業務手順書
- (2) 委員委嘱者リスト
- (3) 会議の記録の概要及び当該開催日の委員名簿
- (4) 治験審査委員会の開催予定日

3. 前項に係る内容に変更があった場合は直ちに更新し、履歴を作成するものとする。

なお、前項(3)の会議の記録の概要については治験審査委員会の開催後2か月以内を目処に公表するものとする。

4. 審査委員会事務局は会議記録の概要を公表するにあたり、当該治験依頼者より知的財産権を侵害する内容が含まれていないか事前に確認したい旨の求めがあった場合には、これに応じると共に、必要に応じてマスキング等の処置を講じた上で公表する。

第3章 記録の保存

(記録の保存責任者)

第7条 審査委員会における記録の保存責任者は委員長補佐とする。

2. 審査委員会において保存する文書は以下のものである。

- (1) 業務手順書
- (2) 委員委嘱者リスト(各委員の職業・所属並びに資格を含む)
- (3) 委員並びに委員長補佐の委嘱に係る書類
- (4) 提出された文書
- (5) 委員会ごとの委員名簿
- (6) 会議の記録(審査及び採決に参加した委員名を含む)
- (7) 書簡等の記録
- (8) その他必要と認めたもの

なお、上記(1)～(3)においては、正本を築地キャンパスで保管し、その写しを柏キャンパスにおいて保管するものとする。

また、(5)及び(6)については、正本を開催側で保管し、その写しを他方で保管するものとする。

(記録の保存期間)

第8条 審査委員会における保存すべき必須文書を(1)又は(2)の日のうちいずれか遅い日までの間保存するものとする。ただし、治験依頼者がこれよりも長期間の保存を必要とする場合には、保存期間及び保存方法について治験依頼者と協議するものとする。また、製造販売後臨床試験の場合は、(3)の日までとする。

- (1) 当該被験薬に係る製造販売承認日(開発が中止された場合には開発中止が決定された日から3年が経過した日)、承認申請書に資料として添付しないと通知を受けた日から3年が経過した日
 - (2) 治験の中止又は終了後3年が経過した日
 - (3) 再審査又は再評価が終了した日から5年間経過した日
- ただし、平成17年4月1日以降に製造販売後臨床試験実施計画書の提出が行われ

た臨床試験にあつては、当該被験薬の再審査又は再評価が終了した日

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(第 2 版)

(施行期日)

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年要領第 6 号)

(施行期日)

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年要領第 5-2 号)

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年要領第 10 号)

(施行期日)

この要領は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年要領第 10 号)

(施行期日)

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年要領第 1 号)

(施行期日)

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年要領第 20 号)

(施行期日)

この要項は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年要領第 23 号)

(施行期日)

この要項は、令和 2 年 11 月 26 日から施行する。

附 則(令和 7 年要領第 32 号)

(施行期日)

この要項は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。